

持続可能な農業に向けた経営を促進しています

●GAP

食品安全・環境保全・労働安全・人権保護・農場経営管理に関する取組みについて実施、記録、点検及び評価を持続的に行い、農業生産活動を改善する取組です。

1. 取組内容

- ①取組の整理や生産記録の記帳、作業内容の記録等
- ②問題点の把握、次回の農作業計画・点検項目の改善

●GAP 認証

GAPの取組を行い、認証団体の審査によりGAP認証農場として登録する制度で、GAP認証の取得により農場の信頼性が高まることで、国内外の取引先の拡大につながります。

1. GAP認証の基準（GLOBAL GAPの場合）

認証適合基準218項目のうち、上位項目100%、下位項目95%以上の合格で取得となります。

※基準項目… 食品安全(99項目)・トレーサビリティ(22項目)
労働安全(28項目)・環境(69項目)



2. GAP認証の手続き（GLOBAL GAPの場合）

- ①認証機関に申請し、審査員が取組を評価します。
※認証取得には、1年程度の取得期間と一定の費用がかかります。
※認証の有効期間は、通常2年間です。

●有機JAS

化学農薬や化学肥料を使用せず環境に配慮した農法による農産物で、有機JASの基準に適合した農産物について認定するものです。
この認定を受けることで、「有機」や「オーガニック」の名称を使用することができるため、付加価値の高い農産物として販売することが出来ます。

1. JAS認定の基準

- ①栽培開始の2年以上前からほ場に禁止農薬・化学肥料を使用していないこと。
- ②ほ場や施設、用具に使用禁止資材の農薬や化学肥料が飛散・混入しないこと。
- ③遺伝子組み換えの種苗を使わない。購入する種子は農薬等が使用されていないこと。
- ④ほ場は基準に適合した土壌であること、培養土を購入する場合は使用禁止資材が使用されていないものであること。

2. JAS認定の手続き

- ①講習会への参加 登録認定機関などが行う講習会へ参加し、基準などを確認
- ②登録申請 登録認定機関への申し込み、申請書を提出
- ③審査・認定 ほ場実地検査及び判定委員会による審査・認定
※認証取得には一定の期間と費用がかかります。
※認証の継続には、認証後に年1回の継続検査を受ける必要があります。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。